

# 空き家仲介手数料補助金の交付制度

空き家の利活用を促進し、もって市民生活の安心・安全な住環境を確保するために、空き家の購入時や賃借時に要する仲介手数料に補助を実施します。

## 【対象空き家】

- ・ 空き家（区分所有長屋の空き住戸も含む。）に関する情報を市が指定する団体に提供することについて、所有者が同意しているもの

## 【対象者】 次のいずれにも該当する者

- ・ 対象空き家の購入又は賃借するために仲介人に手数料を支払う個人
- ・ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

## 【補助金】

- ・ 仲介人に支払った手数料の額とし、50,000円を限度  
(100円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)

## 【方法】

- ・ 契約を締結した年度の3月15日までに補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、住宅政策課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 電話 (0568)85-6572

## ◆ 申 請

---

### 1 申請書の添付書類について

申請書（別記様式）に次の書類を揃えて提出してください。

- (1) 売買契約又は賃貸借契約の契約書の写し
- (2) 仲介手数料の額が分かる書類

### 2 申請するタイミングについて

- (1) 契約した日の属する年度の3月15日までに申請してください。

## ◆ 補助金の請求

---

### 1 請求書の提出について

市からの補助金確定通知書を受け取り後、請求書を提出してください。

- (1) 振込口座は、申請者本人名義の口座を指定してください。
- (2) 市は、請求書を受理後、30日以内に指定口座に振込みますので、大変お手数ですが、ご自身で通帳記入を行い、入金を確認してください。

## ◆ その他

---

- 1 郵送での受付は行っておりませんので、市役所の窓口にご持参ください。  
予算の範囲内で先着順に受け付けます。
- 2 補助対象者は、空き家1戸につき、1人となります。